

令和7年度 ICT環境整備補助のお知らせ

世田谷区教育委員会

区教育委員会では、児童・生徒へ貸与したタブレット端末を用いて、自宅での円滑な学習環境を整備するため、「Wi-Fi 通信環境を今年度から新たに整備した場合」の一部通信費について、下記の条件を満たす保護者の方へ補助を行います。つきましては、以下の内容をお読みいただき、補助を希望される方は、裏面記載の申請手続きに沿ってご申請ください。

記

対 象

次の3つ条件をすべて満たす方

1 世田谷区在住で世田谷区立小・中学校在籍の児童・生徒の保護者

(補助は、在籍人数に関わらず1世帯で1回です)

2 令和7年度の就学援助費認定(給食費のみの対象は除く)を受けていること

3 ① 令和7年4月1日以降、新たに Wi-Fi 通信環境を整備したこと … 『新規申込』

(携帯電話機能を含む契約や令和7年3月31日までの契約は補助対象外)

または

② 令和6年度にこの補助費支給の決定を受け、今年度も引き続き、
就学援助費認定を受けていること … 『継続申込』

※『中途申込』は対象外です

令和6年度にこの補助費支給の決定を受けておらず、かつ、令和7年3月31日以前に Wi-Fi 通信環境を整備したケース

就学援助費に関することは学務課学事係(電話:03-5432-2686)へ
お問い合わせください。※紛失等で認定通知書の再発行をご希望の方はこちらへ



補助内容

インターネット Wi-Fi 回線の通信料(契約料、工事費及び携帯電話等は除く)

1 補助限度額 月額 1,000 円(年額 12,000 円) ※100 円未満端数切捨て

2 補助の支給月数 最大で 12 か月間

(1) 第1回申請期間 ⇒ 通信料支払い開始月から
(2) 第2回申請期間 ⇒ 申請月から

} 当該年度の3月までの月数

※ 通信料が無料の期間は、補助月数から除外します。

申請期限

第1回申請期間 令和7年7月 から 8月末まで

第2回申請期間 令和7年9月 から 令和8年1月末まで

※1 申請書の提出忘れや、申請期間過ぎでの申請は受理できません。

※2 12月から3月の間に世田谷区へ転入された方は、令和8年3月19日(木)まで申請できます。

申請手続き

▼ 電子申請の場合

1. 申請書（電子）を入手・作成する

区 HP からダウンロード 

（区 HP サイト内検索にて

“15850”で検索）



▼ 持参または郵送の場合

1. 申請書（紙）を入手・作成する

申請書は区 HP から印刷するか、
下部問合せ先で配付のものを受け取る。

2. 通信費に関する証票書類を用意する

ア 新規申込者は次の2点

1) Wi-Fi 通信契約書（※申込書は不可）

令和7年4月1日以降の契約日、契約者、設置先住所及び契約内容（プランの名称・月額料金）
が確認できるもの

2) 通信料請求書（工事費、機器購入等の初期費用、クレジットカード支払明細は不可）

通信料支払い開始月の請求明細を確認できるもの

通信費の詳細を客観的に証明する書類が確認できない場合は、補助ができません。
申請者ご本人様で必ず、通信事業者へ証票書類の発行等を確認してください。

イ 継続申込者は次の1点

1) 直近の通信料請求書（初回申請契約の継続利用が確認できるもの）

3. 就学援助費認定通知書を用意する

4. 紙の証票書類・就学援助費認定通知書は 電子ファイルにする

・スマホ等で撮影し、画像化する。

または、プリンタ等でスキャンし、PDF化する。

5. Web から電子申請する

6. (区の審査後)補助審査完了通知が届く

7. (補助決定の場合)支給時期経過後に

振込の入金額を確認する

〔完了〕

3. 提出用に証票書類・就学援助費認定通知 書のコピーをとる

4. 下部問合せ先に持参または郵送で 提出する

5. (区の審査後)補助審査完了通知が届く

6. (補助決定の場合)支給時期経過後に 振込の入金額を確認する

〔完了〕

支給時期（予定）

第1回申請期間

令和7年10月末

第2回申請期間以降

申請月の翌々月末

問合せ先

申請手続き・補助制度の内容（持参・郵送の場合の提出先）

教育 DX 推進担当課 電話 03-6453-1506

（平日の午前8時30分から午後5時。年末年始を除く）

〒154-0023 世田谷区若林 5-38-1 教育総合センター1階